



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年4月21日火曜日 第98号

◇ 目 次 ◇ 告 示

指定自立支援医療機関の指定.....（障がい福祉課）... 328

肥料の登録の失効.....（農産園芸課）... 328

基本測量の実施の通知.....（道路維持課）... 328

愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更許可.....（会計課）... 329

道路の供用開始（県道上分三島線）.....（東予地方局四国中央土木事務所）... 329

土地改良区役員就退任の届出（9件）.....（中予地方局農村整備第一課）... 329

開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 332

道路の供用開始（県道猪伏西谷線）.....（中予地方局久万高原土木事務所）... 332

公 告

製菓衛生師試験の施行.....（薬務衛生課）... 333

調理師試験の実施.....（ " ）... 333

正 誤

令和2年4月10日付け第95号愛媛県告示第395号（道路の供用開始（一般国道317号））中.....（東予地方局今治土木事務所）... 333

告 示

○愛媛県告示第441号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和2年4月21日

愛媛県知事 中村時広

| 名 称 | 所 在 地 | 開設者の氏名又は名称 | 担当しようとする医療の種類 | 指定年月日 |
|-----------|----------------|---------------|---------------|----------|
| 真成堂セリ薬局 | 西条市大町703-3 | 株式会社西日本ファーマシー | 薬局（育成医療・更生医療） | 令和2年3月1日 |
| レデイ薬局 馬越店 | 今治市馬越町四丁目3番39号 | 株式会社 レデイ薬局 | 薬局（育成医療・更生医療） | 令和2年4月1日 |
| つばさ薬局 | 喜多郡内子町内子778番地1 | 株式会社 Realize | 薬局（育成医療・更生医療） | 令和2年4月1日 |

○愛媛県告示第442号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

令和2年4月21日

愛媛県知事 中村時広

| 失効年月日 | 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量（%） | 生産業者の氏名又は名称及び住所 |
|-----------|-----------|---------|------------|---------------------|-------------------------------|
| 令和2年2月28日 | 愛媛県第1240号 | 魚廃物加工肥料 | 5.0魚廃物加工肥料 | 窒素全量5.0 りん酸全量2.8 | 吉田町漁業協同組合 宇和島市吉田町立間尻甲428番地 |

○愛媛県告示第443号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和2年4月21日

愛媛県知事 中村時広

- 作業種類 基本測量（空中写真撮影）
- 作業期間 令和2年6月5日から
令和3年3月31日まで
- 作業地域 八幡浜市、伊方町

○愛媛県告示第444号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

令和2年4月21日

愛媛県知事 中村時広

Table with 5 columns: 指定番号, 売りさばき人 (住所, 氏名又は名称), 変更事項 (新, 旧), 変更許可年月日. Rows include entries for宇和島市遊子2548番地 and 宇和島市榊形町2丁目6番11号.

○愛媛県告示第445号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年4月21日

愛媛県知事 中村時広

Table with 4 columns: 道路の種類, 路線名, 供用開始の区間, 供用開始の日. Rows include entries for 上分三島線 and 四国中央市下柏町字瓦地465番9から同町字四ツ辻469番9まで.

○愛媛県告示第446号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市安城寺町土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨の届出があった。

令和2年4月21日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

就任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所. Lists newly appointed members including 氏川 柄三, 赤沼 隆男, 宮本 弘, etc.

Table with 3 columns: 氏名, 住所. Lists retiring members 門田 尚夫 and 芳之内 省平.

退任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所. Lists retiring members including 瀧本 久志, 宮本 弘, 遠藤 宗敏, etc.

○愛媛県告示第447号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市居相土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨の届出があった。

令和2年4月21日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

就 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|----------------|
| 理 事 | 堀 川 満 幸 | 松山市居相五丁目5 - 15 |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|-------|---------------|
| 理 事 | 今 村 孝 | 松山市居相五丁目2 - 4 |

○愛媛県告示第448号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市市坪土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨の届出があった。

令和2年4月21日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

就 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|-----------|-----------------|
| 理 事 | 本 田 重 徳 | 松山市市坪南一丁目4 - 7 |
| " | 池 内 功 | 松山市市坪南二丁目2 - 3 |
| " | 池 内 光 雄 | 松山市市坪南二丁目12 - 5 |
| " | 池 田 美 紀 子 | 松山市市坪北一丁目11 - 8 |
| " | 本 田 昌 生 | 松山市市坪南一丁目5 - 20 |
| " | 本 田 香 苗 | 松山市市坪北一丁目8 - 15 |
| " | 本 田 英 也 | 松山市市坪南二丁目2 - 22 |
| 監 事 | 本 田 敏 郎 | 松山市市坪南二丁目12 - 1 |
| " | 池 田 和 弘 | 松山市市坪南二丁目7 - 28 |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|-----------|-----------------|
| 理 事 | 本 田 重 徳 | 松山市市坪南一丁目4 - 7 |
| " | 池 内 功 | 松山市市坪南二丁目2 - 3 |
| " | 池 内 光 雄 | 松山市市坪南二丁目12 - 5 |
| " | 池 田 美 紀 子 | 松山市市坪北一丁目11 - 8 |
| " | 本 田 昌 生 | 松山市市坪南一丁目5 - 20 |
| " | 本 田 香 苗 | 松山市市坪北一丁目8 - 15 |
| " | 本 田 英 也 | 松山市市坪南二丁目2 - 22 |
| 監 事 | 本 田 敏 郎 | 松山市市坪南二丁目12 - 1 |
| " | 池 田 和 弘 | 松山市市坪南二丁目7 - 28 |

○愛媛県告示第449号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、

松山市南高井土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨の届出があった。

令和2年4月21日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

就 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事 | 河 本 兼 弘 | 松山市南高井町851 |
| " | 河 本 達 也 | 松山市南高井町1633 |
| " | 井 門 明 彦 | 松山市南高井町472 - 3 |
| " | 安 川 敬 三 | 松山市南高井町675 |
| " | 相 原 金 吾 | 松山市南高井町232 - 2 |
| " | 相 原 秀 一 | 松山市南高井町1169 |
| " | 天 野 利 行 | 松山市南高井町1567 - 2 |
| 監 事 | 竹 村 章 | 松山市南高井町509 - 3 |
| " | 井 門 裕 昭 | 松山市南高井町975 - 1 |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事 | 河 本 兼 弘 | 松山市南高井町851 |
| " | 河 本 達 也 | 松山市南高井町1633 |
| " | 相 原 金 吾 | 松山市南高井町232 - 2 |
| " | 井 門 裕 昭 | 松山市南高井町795 - 1 |
| " | 天 野 利 行 | 松山市南高井町1567 - 2 |
| " | 相 原 秀 一 | 松山市南高井町1169 |
| " | 安 川 敬 三 | 松山市南高井町675 |
| 監 事 | 井 門 徹 | 松山市南高井町812 - 2 |
| " | 竹 村 章 | 松山市南高井町509 - 3 |

○愛媛県告示第450号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市朝生田町土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨の届出があった。

令和2年4月21日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

就 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|-----------|-------------------|
| 理 事 | 佐 藤 幸 久 | 松山市朝生田町3丁目4 - 25 |
| " | 池 田 三 喜 雄 | 松山市朝生田町2丁目6 - 8 |
| " | 白 石 博 行 | 松山市朝生田町3丁目6 - 5 |
| " | 白 石 格 | 松山市朝生田町2丁目11 - 10 |
| " | 大 西 信 幸 | 松山市朝生田町4丁目1 - 25 |
| " | 松 本 誠 一 | 松山市朝生田町3丁目5 - 18 |
| " | 佐 藤 安 彦 | 松山市朝生田町3丁目7 - 7 |
| 監 事 | 松 本 俊 一 | 松山市朝生田町1丁目15 - 17 |
| " | 長 尾 力 | 松山市朝生田町2丁目9 - 16 |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事 | 佐 藤 幸 久 | 松山市朝生田町3丁目4-25 |
| " | 池 田 三喜雄 | 松山市朝生田町2丁目6-8 |
| " | 白 石 博 行 | 松山市朝生田町3丁目6-5 |
| " | 高須賀 要 | 松山市朝生田町2丁目2-15 |
| " | 白 石 格 | 松山市朝生田町2丁目11-10 |
| " | 大 西 信 幸 | 松山市朝生田町4丁目1-25 |
| " | 松 本 誠 一 | 松山市朝生田町3丁目5-18 |
| 監 事 | 松 本 俊 一 | 松山市朝生田町1丁目15-17 |
| " | 長 尾 力 | 松山市朝生田町2丁目9-16 |

○愛媛県告示第451号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市志津川町土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨の届出があった。

令和2年4月21日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

就 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|--------------|
| 理 事 | 岡 本 定 | 松山市志津川町108 |
| " | 岡 本 幹 夫 | 松山市志津川町65-1 |
| " | 白 石 利 範 | 松山市志津川町338-2 |
| " | 藤 本 彰 | 松山市志津川町2 |
| " | 市 田 尚 史 | 松山市志津川町92-1 |
| " | 門 屋 宏 通 | 松山市志津川町78 |
| " | 石 井 政 夫 | 松山市志津川町106 |
| " | 倉 田 廣 明 | 松山市志津川町347 |
| " | 杉之内 豊彦 | 松山市志津川町289-3 |
| " | 杉之内 俊二 | 松山市志津川町303-1 |
| 監 事 | 山 本 文 則 | 松山市志津川町365 |
| " | 岡 本 和 夫 | 松山市志津川町65 |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|--------------|
| 理 事 | 藤 本 彰 | 松山市志津川町2 |
| " | 杉之内 俊二 | 松山市志津川町303-1 |
| " | 岡 本 定 | 松山市志津川町108 |
| " | 門 屋 康 郎 | 松山市志津川町70-1 |
| " | 市 田 尚 史 | 松山市志津川町92-1 |
| " | 門 屋 宏 通 | 松山市志津川町78 |
| " | 倉 田 廣 明 | 松山市志津川町347 |
| " | 石 井 政 夫 | 松山市志津川町106 |
| " | 杉之内 豊彦 | 松山市志津川町289-3 |
| " | 白 石 利 範 | 松山市志津川町338-2 |
| 監 事 | 山 本 文 則 | 松山市志津川町365 |
| " | 岡 本 和 夫 | 松山市志津川町65 |

○愛媛県告示第452号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、

松山市高岡土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨の届出があった。

令和2年4月21日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

就 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|-------------|
| 理 事 | 貞 徳 勇 児 | 松山市高岡町695 |
| " | 三 好 陽 造 | 松山市高岡町559 |
| " | 長 野 悟 | 松山市高岡町266 |
| " | 重 松 信 二 | 松山市高岡町575 |
| " | 崎 山 一 生 | 松山市高岡町52 |
| " | 新 家 金 吾 | 松山市高岡町136 |
| 監 事 | 山 本 政 芳 | 松山市高岡町646-1 |
| " | 清 水 孝 喜 | 松山市高岡町670 |
| " | 竹 内 孝 和 | 松山市高岡町662-3 |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|-------------|
| 理 事 | 貞 徳 勇 児 | 松山市高岡町695 |
| " | 崎 山 勇 | 松山市高岡町112 |
| " | 長 野 悟 | 松山市高岡町266 |
| " | 三 好 陽 造 | 松山市高岡町559 |
| " | 重 松 信 二 | 松山市高岡町575 |
| " | 崎 山 一 生 | 松山市高岡町52 |
| 監 事 | 新 家 金 吾 | 松山市高岡町136 |
| " | 山 本 政 芳 | 松山市高岡町646-1 |
| " | 清 水 孝 喜 | 松山市高岡町670 |

○愛媛県告示第453号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市吉藤土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨の届出があった。

令和2年4月21日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

就 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|----------------|
| 理 事 | 玉 井 博 樹 | 松山市吉藤5丁目8-2 |
| " | 白 石 正 彦 | 松山市吉藤4丁目5-59 |
| " | 野 本 敏 武 | 松山市吉藤5丁目1563 |
| " | 能 田 功 | 松山市吉藤5丁目20-48 |
| " | 野 本 潤 也 | 松山市吉藤5丁目22-6 |
| " | 白 石 信 昭 | 松山市吉藤5丁目1233 |
| " | 門 屋 誠 | 松山市吉藤1丁目3-16 |
| " | 石 橋 靖 得 | 松山市吉藤5丁目1088 |
| " | 能 田 潤 一 | 松山市吉藤5丁目1131-2 |
| " | 玉 井 俊 郎 | 松山市吉藤5丁目4-7 |
| " | 芳 野 泰 博 | 松山市吉藤5丁目4-12 |
| " | 松 岡 徳 征 | 松山市吉藤5丁目1222-1 |
| " | 玉 井 義 一 | 松山市吉藤5丁目8-10 |

| | | |
|----|------|---------------|
| " | 野本武春 | 松山市吉藤5丁目1640 |
| " | 松岡博典 | 松山市吉藤1丁目3-14 |
| " | 野本洋二 | 松山市吉藤2丁目17-5 |
| " | 吉川庄一 | 松山市吉藤2丁目5-24 |
| " | 田房賢三 | 松山市吉藤5丁目10-33 |
| " | 野本幸治 | 松山市吉藤5丁目20-73 |
| " | 野本恭志 | 松山市吉藤5丁目20-46 |
| 監事 | 藤野進 | 松山市吉藤5丁目15-1 |
| " | 門屋藏 | 松山市吉藤2丁目18-15 |
| " | 白石修一 | 松山市吉藤5丁目4-8 |

退任

| 役員の種類 | 氏名 | 住 所 |
|-------|-------|----------------|
| 理事 | 門屋藏 | 松山市吉藤2丁目18-15 |
| " | 白石修一 | 松山市吉藤5丁目4-8 |
| " | 玉井博樹 | 松山市吉藤5丁目8-2 |
| " | 白石信悟 | 松山市吉藤5丁目1234 |
| " | 能田陣太郎 | 松山市吉藤5丁目1130-1 |
| " | 玉井伊織 | 松山市吉藤5丁目10-10 |
| " | 松岡博典 | 松山市吉藤1丁目3-14 |
| " | 能田功 | 松山市吉藤5丁目20-48 |
| " | 石橋靖得 | 松山市吉藤5丁目1088 |
| " | 松岡徳征 | 松山市吉藤5丁目1222-1 |
| " | 白石良男 | 松山市吉藤5丁目15-40 |
| " | 藤原英助 | 松山市吉藤5丁目9-35 |
| " | 玉井義一 | 松山市吉藤5丁目8-10 |
| " | 藤村純徳 | 松山市吉藤2丁目6-37 |
| " | 田房洋人 | 松山市吉藤5丁目10-30 |
| " | 野本潤也 | 松山市吉藤5丁目22-6 |
| " | 野本恭志 | 松山市吉藤5丁目20-46 |
| " | 野本幸忠 | 松山市吉藤5丁目1564 |
| " | 野本敏武 | 松山市吉藤5丁目1563 |
| " | 松岡秀哲 | 松山市吉藤2丁目17-40 |
| 監事 | 白石文雄 | 松山市吉藤5丁目1274 |
| " | 吉川庄一 | 松山市吉藤2丁目5-24 |
| " | 藤野進 | 松山市吉藤5丁目15-1 |

○愛媛県告示第454号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市西長戸町土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨の届出があった。

令和2年4月21日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

就任

| 役員の種類 | 氏名 | 住 所 |
|-------|-------|----------------|
| 理事 | 森田久典 | 松山市西長戸町820 |
| " | 森田勇治 | 松山市西長戸町489-1 |
| " | 森田敏朗 | 松山市西長戸町854 |
| " | 三宗清司 | 松山市西長戸町乙1002-4 |
| " | 夏井誠二 | 松山市西長戸町605-5 |
| " | 渡部富博 | 松山市西長戸町951-2 |
| " | 村上龍夫 | 松山市西長戸町849-1 |
| " | 杉本敬典 | 松山市西長戸町48 |
| " | 坂本善治 | 松山市船ヶ谷町220 |
| 監事 | 田所秀志 | 松山市西長戸町838 |
| " | 田所東洋志 | 松山市西長戸町878 |

退任

| 役員の種類 | 氏名 | 住 所 |
|-------|-------|----------------|
| 理事 | 森田久典 | 松山市西長戸町820 |
| " | 森田勇治 | 松山市西長戸町489-1 |
| " | 西岡良一 | 松山市船ヶ谷町4-1 |
| " | 三宗清司 | 松山市西長戸町乙1002-4 |
| " | 田所東洋志 | 松山市西長戸町878 |
| " | 渡部富博 | 松山市西長戸町951-2 |
| " | 村上龍夫 | 松山市西長戸町849-1 |
| " | 杉本敬典 | 松山市西長戸町48 |
| " | 二神正男 | 松山市船ヶ谷町96 |
| 監事 | 夏井正寛 | 松山市西長戸町837-1 |
| " | 田所秀志 | 松山市西長戸町838 |

○愛媛県告示第455号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和2年4月21日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

| 検査済証の番号及び交付年月日 | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|-------------------------|---------------------------|-----------------------------------------|
| 2中局建（開）第1号 令和2年4月13日 | 伊予郡砥部町重光213番2、214番1、214番3 | 松山市保免上1丁目14番22号 ロジエヴィラージュA 新田 幸 穂 |

○愛媛県告示第456号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年4月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|--------------------------------------|-----------|
| 県道 | 猪伏西谷線 | 上浮穴郡久万高原町西谷字高野9205番3から 同字9219番6まで | 令和2年4月21日 |

公 告

○公 告

製菓衛生師試験の施行について

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定による令和2年度製菓衛生師試験を次のとおり施行する。

令和2年4月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 試験の日時
令和2年7月7日（火）13時00分
- 試験の場所
松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁
- 受験願書の提出期間
令和2年5月18日（月）から5月29日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の提出先
県内居住者については住所地为管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。
- その他
受験についての必要事項は、受験票により指示する。

○公 告

調理師試験の実施について

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による令和2年度調理師試験を次のとおり実施する。

令和2年4月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 試験の日時
令和2年8月6日（木）13時30分
- 試験の場所
松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁
- 受験願書の提出期間
令和2年6月8日（月）から6月19日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の提出先
県内居住者については住所地为管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。
- その他
受験についての必要事項は、受験票により指示する。

正 誤

○正 誤

令和2年4月10日付け第95号愛媛県告示第395号（道路の供用開始（一般国道317号））中

| ページ | 箇所 | 誤 | 正 |
|-----|-----------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 302 | 表 区間欄中 | 今治市玉川町龍岡上字原 井川甲725番3から 同字甲704番1まで | 今治市玉川町龍岡上字力 石原井川甲725番3から 同町龍岡上字力石甲704 番1まで |